

～ 被扶養者の収入に関するご案内 ～

被扶養者認定を継続していくうえで被扶養者の収入は重要となりますので、以下の点にご注意ください。

1. 収入とは

次のような恒常的な収入を指し、退職金などの一時的な収入は含みません。
また、所得税法上の所得とは異なり、非課税の障害年金、遺族年金、通勤手当等も収入に含みます。

恒常的な収入とは

公的年金、個人年金（※1）、アルバイト収入、パート収入、事業収入（※2）、農業収入（※2）、不動産収入（※2）、雇用保険の給付、株の譲渡収入や配当金、傷病手当金 など

※1 個人年金、企業年金等については、積立額（拠出額）も含めて支給額全額を収入とします

※2 事業収入や農業収入、不動産収入は、総収入から共済組合が必要と認める経費（確定申告で認められた経費とは必ずしも一致しません）を控除した額となります。共済組合が認める経費の詳細は、共済組合までお問合せください。

2. 認定継続となる収入の条件

認定日以降のどの時点であっても将来の収入見込み額が130万円（以下の（ア）または（イ）に該当する場合は180万円）未満であること。（認定日前の収入は考えません。）

以下の（ア）または（イ）に該当する場合は収入限度額が異なります。

（ア）60歳以上の方

（イ）障害を支給事由とする公的年金の支給要件に該当する程度の障害を有する方

3. 収入超過で認定取消になる場合

就職したときや年金を受給し始めたときなど、収入増加することが見込まれる場合は認定取消となる可能性があります。次の①から⑤の場合は認定取消となります。

① 就職（雇用条件の変更）により次のどちらかに当てはまる場合は、就職日（雇用条件変更日）で認定取消になります。

◆ 就職日（雇用条件の変更日）時点の収入見込み額が130万円（上記2の（ア）または（イ）に該当する場合は180万円）以上になる場合

◆ 就職日（雇用条件変更日）当初から月額108,334円（上記2の（ア）または（イ）に該当する場合は月額15万円）以上の収入を3か月連続で受け取ることが見込める場合（ただし、4か月目が108,334円を超過しないことが明らかな雇用契約の場合は除きます。）

② ①の見込みが立たないような不安定な収入がある場合（アルバイトなど）で、月額108,334円（上記2の（ア）または（イ）に該当する場合は月額15万円）以上の収入を3か月連続で受け取った場合

⇒ 3か月目の収入を受け取った月の翌月の初日（4か月目の初日）で認定取消

③ 雇用保険の基本手当等を月額 3,612 円以上受給している場合

⇒雇用保険の基本手当等を月額 3,612 円以上受給している期間は認定できません。

(上記 2 の (ア) または (イ) に該当する場合は雇用保険の月額およびその他の収入を月額に換算した金額の合計が月額 5,000 円以上の場合は認定できません。)

④ 公的年金や個人年金を受給するようになり、受給開始後の総収入が 130 万円 (上記 2 の (ア) または (イ) に該当する場合 180 万円) を超えることがわかった場合

⇒年金証書などの年金額がわかる通知を受け取った日で認定取消

⑤ ①から④に当てはまらない場合で、1 年間の収入が結果的に 130 万円 (上記 2 の (ア) または (イ) に該当する場合は 180 万円) を超えた場合 (確定申告で超過していることがわかった場合など)

⇒限度額を超過した月の翌月の初日で認定取消

(事業収入や農業収入、不動産収入の場合は確定申告を行った日)

月額 108,334 円 (収入限度額 130 万円を 12 月で割った額) を超える月が多くなると、1 年間の収入が 130 万円を超過する可能性がありますので、月額 108,334 円を基準に考えてください。

また、上記 2 の (ア) または (イ) に該当する方は月額 15 万円 (収入限度額 180 万円を 12 月で割った額) を基準にしてください。



4. もし収入超過が判明した場合

認定取消となりますので、組合員の所属所で認定取消手続きを行ってください。なお、認定取消日以降に被扶養者証を使用して医療機関を受診している場合は、医療費 (共済組合が負担している 7 割部分) を返還していただく必要があります。

5. 被扶養者の収入を把握、確認するために、被扶養者の給与明細書や年金通知などを大切に保管してください。

▶ 被扶養者の収入を確認するうえで大切です。

▶ 共済組合が毎年行う「資格確認 (検認) 手続き」時に提出していただくことがあります。

補足 収入超過以外で認定取消となる場合

▶ 被扶養者が就職先の健康保険制度に加入したとき

▶ 組合員が主たる扶養者でなくなったとき

例 被扶養者が組合員と別居し、扶養しなくなったとき (送金をしなくなったとき)

他の扶養者 (配偶者など) の方が収入が多くなったとき



公立学校共済組合滋賀支部

〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号 滋賀県教育委員会事務局教職員課健康福利室内

・健康保険、短期給付に関すること ☎077-528-4554

・年金、障害厚生年金に関すること ☎077-528-4553

・貸付金に関すること ☎077-528-4552

FAX : 077-528-4952 HP : <https://www.kouritu.or.jp/shiga/>

